

# ターゲットエイジ強化プロジェクト事業補助金交付要項

## 1 目的

第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、少年種別の主力となるターゲットエイジ有望選手に対し、県外遠征や強化練習等に要する費用の支援を行い、少年種別の重点強化を図る。

## 2 補助対象

(1) 第81回国民スポーツ大会で少年種別の主力として活躍が期待されるターゲットエイジ有望選手等。※令和6年度は、競技によって以下のように支援対象の学年が異なるので注意すること。

①小6～中3（当年：中3～高3対象競技）

②小6～中2（当年：中3～高2対象競技）

③中1～中3（当年：高1～高3対象競技）

(2) 強化練習会等に招へいした講師や指導者。

## 3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体とする。）

(1) 交通費 合同練習会や県外遠征等の講師、指導者、選手等の交通費

(2) 宿泊費 県内外一泊9, 800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(3) 旅行雑費 監督、コーチに限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。

(4) 報償費 講師等への謝金 ※上限1回20,000円とする。

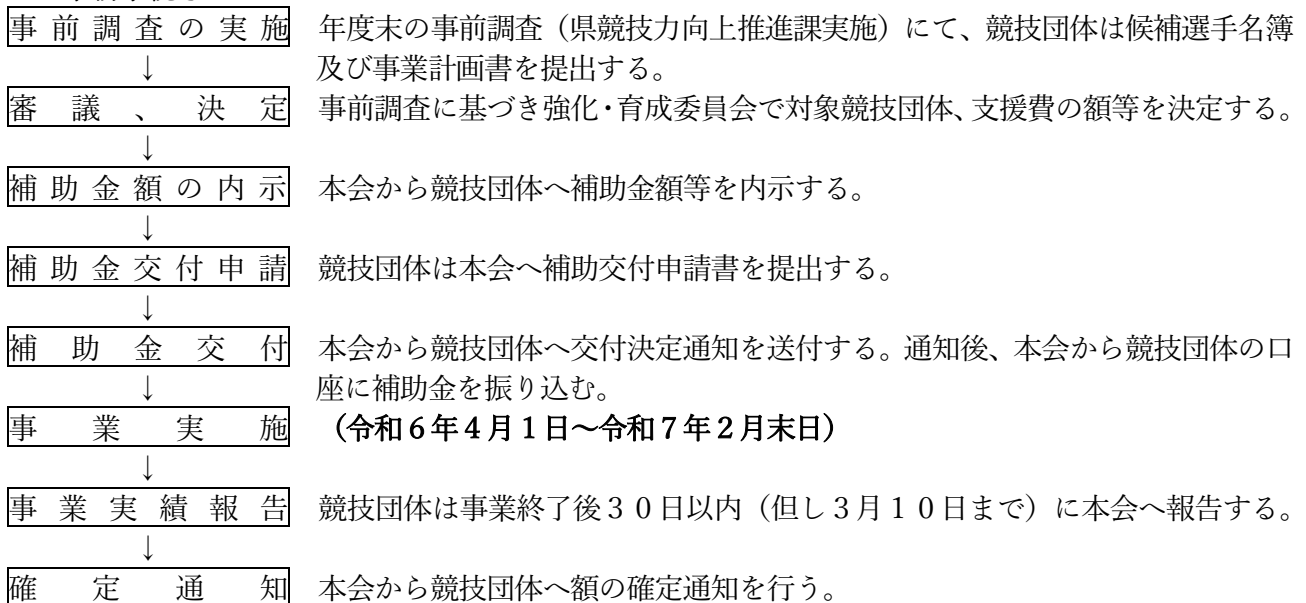
(5) 需用費 競技用消耗品、移動に伴う燃料費等

(6) 使用料賃借料 会場借上料、バス借上料等

(7) 役務費 通信運搬料、傷害保険料等

※宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

## 4 事務手続き



5 補助金は別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月7日一部改正

令和6年4月1日一部改正